

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、秋田県公営企業財務規程（昭和43年秋田県公営企業管理規程第6号。以下「財務規程」という。）等に基づき秋田県公営企業が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 売払物品の名称及び数量
玉川発電事務所 不用品売払い 1式
- (2) 売払物品の仕様等
仕様書による
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで
- (4) 売払物品の引渡場所
仙北市田沢湖田沢地内ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条の規定に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による古物営業の許可を受けていること。
- (6) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第3条の規程による届出を行っていること。
- (7) 当該売却契約に係る必要書類等を提出していること。

3 申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次のとおり書類等を提出してください。

- (1) 提出書類等
 - ① 入札参加申請書
 - ② 古物商許可証の写し
 - ③ 特定金属くず買受業の届出に係る届出番号等が確認できる書類
- (2) 提出期間
令和8年8月6日（木）から同年8月26日（水）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。

(3) 提出時間

午前 10 時から午後 3 時まで

(4) 提出場所

仙北市田沢湖田沢字鎧畑 8-1

玉川発電事務所総務・発電運用チーム

(電話番号 0187-42-2301)

4 参加資格者への通知について

入札参加申請書を提出した者に対し、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに、参加資格の有無を通知します。

5 入札執行の日時及び場所

令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 11 時

玉川発電事務所 2 階 会議室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額の 100 分の 5 以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、財務規程第 58 条第 2 項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金は入札開始の前までに、玉川発電事務所総務・発電運用班へ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行う。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規程第 75 条第 2 項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

- ① 入札保証金については、次のアからウのうち該当する書類を令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 3 時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 秋田県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と当該物品若しくはこれに相当する物品の売買契約を履行した証として、2 件以上の契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）

ウ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第 6 条に基づき物品供給業者等登録名簿に登録されている者は、別添の入札保証金免除申請書

- ② 契約保証金については、ア又はイの書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

ア 秋田県を被保険者とする履行保証保険契約証書

イ 上記①イの書類

③ 審査資料等提出場所

玉川発電事務所総務・発電運用チーム

7 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、差し替え、及び撤回はできない。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

① 入札公告に定めた資格のない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者がした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

9 開札の方法等

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(5) 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、再度の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の高い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 開札に立ち会う場所に持参するもの

① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）

② 入場者確認に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く）

③ 再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く）

④ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

⑤ 入札書

10 落札者の決定方法

予定価格以上で、かつ最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

11 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

玉川発電事務所職員

12 契約書の要否 要

13 契約の方法

契約の方法は一般競争入札による契約とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 引渡条件

売払人が発行する納入通知書により、買受人が売買代金を納入後、受領書（任意様式）と引き換えに売払物品を引き渡すこととする。

15 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、玉川発電事務所から提供を受けた文書、図面、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び公報等を含む。）に使用してはならない。

17 その他

- (1) 仕様書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。
- (2) 入札保証金の納付手続き又はその免除を受ける手続きがなされていない場合は、入札に参加しないものと見なす。
- (3) 当該売却物品の仕様について質問がある場合は、令和8年8月20日（木）までに玉川発電事務所総務・発電運用班まで文書で提出すること。質問に対する回答は、令和8年8月25日（火）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」への掲載により行う。
- (4) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

18 問い合わせ先

玉川発電事務所総務・発電運用チーム（電 話 0187-42-2301）
（FAX 0187-42-2305）